

## 令和8年度豚熱経ロワクチン散布業務委託契約書（案）

福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、令和8年度豚熱経ロワクチン散布業務の委託について、次のとおり契約する。

### （委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（1）委託業務名

令和8年度豚熱経ロワクチン散布業務

（2）委託業務の内容

別添の令和8年度豚熱経ロワクチン散布業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### （業務の遂行）

第2条 受注者は、仕様書により委託業務を実施しなければならない。

2 受注者は、仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 発注者は、第1条の委託業務に対する委託料として、金〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円）を越えない範囲内で受注者に支払うものとする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は福岡県財務規則第170条各号に準じて減免できる場合のほかこれを徴する。

### （業務の監督）

第6条 発注者は、委託業務の遂行状況について、臨時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

### （委託業務の内容の変更）

第7条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときには、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

### （実績報告）

第8条 受注者は、業務が終了した時は、第3条の契約期間中に、実績報告書（様式第1号）を発注者に提出しなければならない。

### （委託料の額の確定）

第9条 発注者は、前条の規定により、受注者から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該業務が契約に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受注者に対して通知するものとする。

### （委託料の支払）

第10条 受注者は、前条の通知を受けたときは、発注者に対して請求書（様式第2号）により委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払いの請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(概算払)

第11条 発注者は、受注者から委託料について概算払請求書(様式第3号)の提出があった場合において、その必要があると認めるときは、概算払をするものとする。

(遅滞損害金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、遅滞日数に応じ、委託料の年3.0パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(再委託の禁止)

第13条 受注者は、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者に書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- 二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- 二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過し

たとき。

- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 六 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 七 第24条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
  - 八 第24条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - 九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
  - 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

#### (損害賠償)

- 第16条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 2 前項の場合において、発注者の責に帰すべき理由によるものを除き、受注者はその生じた損害を賠償する責任を負う。

#### (契約不適合責任)

- 第17条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

#### (紛争の解決)

- 第18条 この契約において紛争が生じたときは、協議会事務局所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

#### (暴力団排除)

- 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
  - 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
  - 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
  - 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
  - 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の10分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 7 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
  - 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第14条、第15条又は19条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第14条、第15条又は19条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条 受注者は、第7条の規定による変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(権利義務の譲渡等)

第24条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第25条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

(協議)

第26条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会  
会長 清水 義正

受注者

(表)

# 誓 約 書

年 月 日

福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会会長 殿

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴協議会が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 令和8年度豚熱経口ワクチン散布業務契約書第19条(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を再委託業者等としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を再委託業者等としていて、貴協議会から当該再委託契約等の解除(当該再委託契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求められることを含む。以下「解除等」という。)を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど  
の交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待  
するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<令和8年度豚熱経口ワクチン散布業務契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第19条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。

3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

7 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(様式第1号)

実績報告書

令和 年 月 日

福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会会長 殿

住所  
会社名  
代表者

令和 年 月 日付けで契約した令和8年度豚熱経口ワクチン散布業務について、事業が完了したので、委託契約書第8条の規定に基づき、別添の実績報告様式1～4によりその実績を報告します。

(様式第 2 号)

請求書

令和 年 月 日

福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会会長 殿

住所  
会社名  
代表者

令和 年 月 日付けで契約した令和 8 年度豚熱経口ワクチン散布業務について、委託契約書第 10 条第 1 項の規定により委託料金 円を精算払によって交付されたく請求します。

記

区分	委託料	既受領額	今回請求額	備考
委託料	円	円	円	

(様式第3号)

概算払請求書

令和 年 月 日

福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会会長 殿

住所  
会社名  
代表者

令和 年 月 日付けで契約した令和8年度豚熱経口ワクチン散布業務について、委託契約書第11条の規定により委託料金 円を下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

1 事業出来高及び請求額

(令和 年 月 日現在)

委託料 ①	既受領額		今回請求額			残額 ⑥= ①-②-④
	金額 ②	委託料に対する割合 ③=②/① ×100	金額 ④	委託料に対する割合 ⑤=④/① ×100	月日 まで 事業 予定 出来高	
円	円	%	円	%	%	円

(事業完了予定 令和 年 月 日)

2 概算払請求の理由





## 動員表

回収（不足する場合は追加すること）

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

月 日

項目	1班	2班	3班
氏名			
散布地点数			
散布個数			
従事時間			

## 豚熱ワクチンの散布及び回収状況（ 期第 回目）

全景	地点看板
回収済みワクチン（すべて）	回収済みワクチン（イノシシ）
消毒状況	備考

地点名	緯度・経度	散布ワクチン数
回収個数	イノシシ摂食痕数	イノシシ痕跡の有無